

⑤ 特別支援教育の充実

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 特別な支援を必要とする生徒等に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携において活用することで、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない支援体制を整備します。
- 免許法認定講習や教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する各種の研修を充実させ、特別支援教育に関する教員の専門性を向上させ、通常の学級を始めとする全ての学びの場における指導を充実させます。
- キャリア発達を促す職業教育の充実を図るとともに、技能検定の実施、ジョブサポートティーチャーの効果的な活用や企業との連携により、生徒等の職業的自立を促進します。
- 知的障害のある生徒等を対象とした特別支援学校の在籍者数が年々増加していることから、在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、知的障害のある生徒等の教育的ニーズに対応するため、適切な教育環境を整備します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
個別の教育支援計画作成率	目標	幼:98.5% 小:92.5% 中:92.5% 高:98.5%	幼:99.0% 小:95.0% 中:95.0% 高:99.0%	幼:99.5% 小:97.5% 中:97.5% 高:99.5%	幼:100% 小:100% 中:100% 高:100%	幼:100% 小:100% 中:100% 高:100%
	実績	幼:100% 小:98.3% 中:97.4% 高:96.4%				

【評価と課題】

- 特別支援学校の教育相談主任や高等学校の特別支援教育コーディネーター、市町教育委員会の指導主事及び幼稚園等を対象とした研修等において、特別な支援を必要とする生徒等に対する的確な教育的支援及びきめ細かい指導を行うための個別の計画等(個別の教育支援計画及び個別の指導計画)の作成及び具体的な活用方法等について周知することにより、作成率の向上に繋げることができた。

一方で、小学校、中学校及び高等学校では新たに支援が必要と判断された生徒等について、支援の必要性に係る保護者の理解が十分に得られていない場合があることや、転学又は進学の際に学校間で生徒等の支援に関する情報が十分に引き継がれていないなどの理由により、一部の生徒等について個別の計画等を作成できていない状況がある。

- 特別支援学校教員、小・中学校の特別支援学級担任及び通級指導担当教員を対象として、特別支援学校教諭免許状を取得させるため、特別支援教育に関する免許法認定講習を8講座開設し、延べ 1,034 名が受講、延べ 1,020 名が免許状取得に必要な単位を取得した。

一方で、知的障害及び発達障害がある児童生徒の増加により、特別支援学級及び通級指導教室の学級数が増加していることから、特別支援学級担任等のうち特別支援学校教諭免許状の未保有者の割合が増加している状況がある。

- 特別支援学校技能検定について、清掃、接客、パソコン、流通・物流、食品加工の5分野を各2回、計 10 回実施し、延べ 1,808 人の生徒が受検した。

新型コロナウイルス感染症により、生徒の職場実習の延期等の影響もあったが、校長やジョブサポートティーチャー等による積極的な企業訪問、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との密な連携により、就職を希望する高等部3年生全員が就職することができた。

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症により職場実習等へ影響が及ぶおそれがあることから、企業及び関係機関との連携を密に図るなど、進路指導をより一層充実させる必要がある。

- 廿日市特別支援学校について、廿日市西高等学校の余裕教室を活用した教育環境整備に係る設計等を実施した。

また、令和3年2月に策定した整備方針に基づき、各校の教室不足、在籍者数の将来推計及び国の特別支援学校設置基準を踏まえ、整備対象校を検討し、在籍者数増加に伴う教室不足が見込まれる三原特別支援学校、黒瀬特別支援学校及び呉南特別支援学校3校についても、令和4年度から新たに整備に着手することを決定した。

【主な事業】・ 特別支援教育ビジョン推進事業 277 ページ

【令和4年度の取組】

- 引き続き、特別支援学校の教育相談主任や高等学校の特別支援教育コーディネーター、市町教育委員会の指導主事、幼稚園等を対象とした研修等において、個別の計画等に係る保護者との共通理解や進路先への引継ぎについて、その重要性や活用方法を繰り返し周知し、個別の計画等の作成及び活用を促進することにより、切れ目ない支援体制の整備を推進する。

また、個別の計画等の作成率の更なる向上を図るため、個別の計画等を作成できていない県立高等学校や作成率の低い市町教育委員会に対して、個別の計画等の作成及び活用方法に関する個別指導・助言を行う。

- 特別支援学校に採用又は異動後3年以内に全員が特別支援学校教諭免許状を取得できるようするため、引き続き免許法認定講習を実施するとともに、免許状申請に必要な単位を修得済みの教員には、各所属校の管理職を通じて、免許状の申請を促し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。

また、小・中学校の特別支援学級担任及び通級による指導の担当教員については、特別支援教育の専門性向上のため、免許状未保有者に対して積極的な受講を促すように、市町教育委員会に働きかける。

- 令和4年度においても技能検定の取組を継続して行うとともに、進路指導については、ジョブサポートティーチャーの増員等、就職支援の体制を強化することにより、就職希望者全員の就職実現に向けて、企業訪問や関係機関との連携等の取組をより一層充実させる。

- 令和4年度においては、廿日市西高等学校の工事並びに三原特別支援学校、黒瀬特別支援学校及び呉南特別支援学校3校の整備に係る設計を実施予定であることから、学校を含む関係各所との密な連携を図り、円滑に工事を実施する。

⑥ キャリア教育・職業教育の推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 就職希望者への就職相談や生徒のニーズに応じた求人開拓の強化、教職員の就職指導に係る資質向上により、個々の生徒の就職希望に沿った指導を強化します。
- キャリアノートの持ち上がり率を向上させ、キャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成するとともに、インナーシップ等の体験的な学習活動への参加促進等により、生徒の職業意識や社会人としての自覚の形成を促し、早期離職を防止します。
- 総合的な探究の時間等を活用した教育活動を推し進め、児童生徒に地元の魅力を知ってもらうことで、地域への愛着を育みます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
新規高等学校卒業者 就職率	目標	全国平均 以上 (97.9%)	全国平均以上			
	実績	98.6%				
新規高等学校卒業者の 3年以内離職率	目標	全国平均 以下 (36.9%)	全国平均以下			
	実績	33.9%				

【評価と課題】

- 広島労働局や商工労働局等の関係機関と連携の上、経済団体訪問を実施し、高校生の求人確保を要請したほか、各県立高等学校において、組織的・計画的な就職指導に取り組んだ結果、令和4年3月末の就職率は、高い値を維持しており、全国平均を20年連続で上回っている。
- 早期離職の防止を図るため、関係機関と連携し、就職内定者を対象とした「高校生就職内定者支援講習会」を開催するなどの取組を進めた結果、新規高等学校卒業者の3年以内離職率は、全国平均以下の33.9%となり、過去5年間で最も低くなっている。
- 令和4年度から実施される学習指導要領では、社会と連携・協働しながら、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けさせることが求められていることから、生徒が様々な生き方を理解し、自らの生き方を見つめ、自分の目指すライフスタイルの実現に向けた意識を高めることができるキャリア教育が必要である。

【主な事業】・ デジタル化に対応した産業教育設備整備事業……………279 ページ

【令和4年度の取組】

- 関係機関と連携し、求人確保の要請などを行うための経済団体訪問を実施するほか、就職希望者の多い学校等を中心にジョブサポートティーチャー及び就職指導支援員を配置する等、生徒に対する指導・支援の充実や求人開拓を進める。高い就職率を維持していくため、継続してきた取組を今年度も行う。
- 「ものづくり人材育成日本一プロジェクト」の成果や、整備した産業教育設備などの機器を活用しつつ、産業界との連携を図り、新たな学習指導要領に基づく教育活動を進める。

⑦ リカレント教育の充実

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- イノベーション創出やデジタル技術の活用など産業競争力強化を支える人材の育成・集積に向けて、産業界のニーズに呼応した育成プログラムについて、高等教育機関や民間団体等と連携し、広く提供します。
- 学び直しに対する個人と企業の意識改革を進めるとともに、働き方改革などを通じて、学習機会の充実や時間の確保など、学びやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。さらに、内部・外部を問わず学び直した人材を積極的に活用し、競争力の強化と成長につなげる企業を拡大します。
- 県内大学をネットワーク化する遠隔講義システムの導入など、受講しやすい環境づくりに取り組むとともに、「プラットフォーム」を活用した産業界のニーズの把握等を通じて、リカレント教育の促進を図ります。
- 県民それが求める学びを選択できるよう、多様な学習コンテンツや、各種支援制度についての情報提供・発信を行い、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めることのできる環境の充実を図ります。

KPI	R3	R4	R5	R6	R7
県内大学・大学院・短大の新規入学生に占める社会人※1の割合※2	目標	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%
	実績	【R4.12 判明】			

※1 文部科学省の大学分科会における取り扱いをもとに、25歳以上を社会人とみなしている。

※2 学校基本調査(文部科学省)

【評価と課題】

- 産業競争力強化を支える人材の育成・集積について、広島大学AI・データイノベーション教育研究センターを中心に、企業が社会人データサイエンス人材に求めるニーズ(スキル)を検討し、基礎から実践まで一貫した人材育成研修を実施し、令和3年度 49人の育成につなげたほか、専門職大学院等での就学費用を補助する社会人向け制度等により、イノベーション人材の育成に取り組んでおり、引き続き、産業界のニーズを踏まえた育成プログラムを提供する必要がある。
- 学習機会の充実や時間の確保に向けた働き方改革について、コロナ禍を機に関心の高まったテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟な働き方は、仕事の自律性が高まることやワーク・ライフ・バランスの改善などを通じて、働きがい向上にもつながるものであるが、テレワークを実施している企業は約3割(令和2年度)に留まっていることから、その有効性の理解と導入を更に促進する必要がある。
- 県内大学・短大において、新型コロナ感染拡大防止対策としてオンライン授業が浸透する中、大学連携による取組への活用を促進するため、遠隔講義システムの拡充を積極的に働き掛けるとともに、一般社団法人教育ネットワーク中国と連携し、オンラインによる単位互換の促進に取り組んだ結果、11大学等の事業実施につながり、社会人が受講しやすい環境づくりを後押ししている。
- 県民の多様な学習ニーズに応えるウェブサイト「まなびひろしま」を運営し、年間アクセス数の目標値は達成したが、県民の生涯学習の促進に向けて、県民が求める情報の提供を続ける必要がある。

【主な事業】・ 魅力ある高等教育環境構築事業……………264 ページ

- ・ 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業……………383 ページ
- ・ イノベーション人材等育成・確保支援事業……………394 ページ
- ・ 働き方改革推進事業……………338 ページ

【令和4年度の取組】

- 広島大学と連携したDX人材育成プログラムとして、令和3年度に研究開発系の学位プログラム「スマートイノベーションプログラム」を新設し、修士課程25名、博士課程2名を加えるとともに、企業の研究開発活動や専門人材育成活動と密接に関わる専門科目を設けることで、地域で活躍し、産業競争力強化を支える人材育成に取り組む。
- 仕事の自律性が高まることやワーク・ライフ・バランスの改善など、働きがい向上にもつながるテレワーク等の有効性の理解と導入を促進するため、企業経営者等を対象としたセミナーの開催、モデル事例の創出・情報発信に引き続き取り組むとともに、コロナ禍での関心の高まりを契機に専門家派遣による個社支援を新たに実施することで、テレワークの導入・定着を加速させる。
- また、ポストコロナを見据え、県内企業の生産性向上等につながる雇用管理やリスクリングを後押しする労働環境等について調査・整理し、効果的な支援策を検討する。
- 引き続き、各大学等における遠隔講義システムの機能強化を促進するとともに、リカレント教育に対する産業界の意見・要望を踏まえて、県内大学等が実施するリカレント講座情報の「大学情報ポータルサイト」への掲載やメール配信等を通じて、県内企業等へ幅広く提供する。
- 多様化する県民ニーズに対応するため、県民が求める「学び」に関する情報提供・発信に努める。

健 康

目指す姿（10年後）

- 人生 100 年時代を迎える中、県民一人一人が、それぞれのライフステージに応じて、心身ともに健康で活躍しています。
- そのため、若い時期から生涯を通じた健康の大切さとリスクを意識し、デジタル技術やデータも活用しながら、運動や食事等の生活習慣の改善など、健康を維持する行動が身に付いています。
- 特定健康診査やがん検診の確実な受診行動を取るなど、個々人の健康医療データを活用しながら、適切なタイミングで適切な治療を受ける行動が身に付いています。
- 高齢になっても健康で、一人一人がこれまで培った経験・能力を生かすことができる機会が拡大し、就労や地域貢献など生きがいを持って社会で活躍しています。

ビジョン指標	当初値	現状値	目標値 (R7)	目標値 (R12)
健康寿命の延伸	男性 71.97 年 女性 73.62 年 (H28) 全国平均 男性 72.14 年 女性 74.79 年	男性 72.71 年 女性 74.59 年 (R1) 全国平均 男性 72.68 年 女性 75.38 年	全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上に延伸	全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上に延伸

主な取組	
<p>● 健康増進の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 働き盛り世代の健康づくりの推進[R3] データを活用した健康づくりの推進、健康経営実践企業の拡大 ➢ 「運動・食・集い」を軸とした介護予防の推進 <p>● 住民運営の「通いの場」の立ち上げ・継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ひろしま健康づくり県民運動推進会議 [H20～] ひろしまウォーキング Book の利用促進、季節のレシピ作成等 ➢ 禁煙・受動喫煙防止に向けた条例の制定[H27.3] 	<p>● がん対策日本一の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「Team がん対策ひろしま」登録 総合的ながん対策に積極的に取り組む企業を登録 登録企業数: 141社[H26～R3 累計] ➢ 5大がん医療ネットワークの構築[H24] 患者一人ひとりに最適な医療を提供する連携システム (5大がん: 乳、肺、肝、胃、大腸) ➢ 広島がん高精度放射線治療センター の設置[H27.10～] 世界最高水準のノバリス認定を、 東アジアで初めて認定[H29.1] <p>● こころの健康(自殺対策)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ゲートキーパーの養成[H21～] (自殺のサインに気付き、専門機関へつなぐことができる 人材) ➢ SNS 相談窓口の開設[R 元～] ➢ 電話(こころの悩み相談)相談窓口の開設[R4]

① ライフステージに応じた県民の健康づくりの推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 成人期前半の若い世代(39歳頃まで)においては、単身生活を始めるなど生活環境が大きく変わり、生活習慣が乱れやすくなる時期であり、朝食摂取など望ましい食習慣を身に付けるための取組や身近な地域で運動を継続しやすい環境づくりを推進し、生涯を通じて健康を維持するための生活習慣の定着を図ります。
- 成人期後半の働き盛り世代(40～64歳頃まで)においては、身体機能が低下しはじめ、メタボリックシンドロームが顕在化する時期であり、身近な場所で手軽な健康チェックを行い、自らの健康状態を知らせ、運動や食事等の生活習慣の改善や適切な医療につなげる取組など、健康データなどを活用した健康づくりを推進します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
運動習慣のある人の割合の増加 【20～64歳】	目標	—	—	男性 34.0% 女性 33.0%	—	男性 34%以上 女性 33%以上
	実績	—				
運動習慣のある人の割合の増加 【40～64歳】	目標	男性 26.0% 女性 22.0%	男性 31.0% 女性 28.5%	男性 36.0% 女性 35.0%	男性 36%以上 女性 35%以上	男性 36%以上 女性 35%以上
	実績	【R6.8 判明】				
1日の食塩摂取量の減少	目標	—	—	8g 以下	—	8g 以下
	実績	—				

【評価と課題】

- 食育に関わる関係機関・団体や教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等で構成される「広島県食育推進会議」及び県も構成員として食育の実践につながる具体的な取組を実施する「ひろしま食育・健康づくり実行委員会」を中心に、それぞれの立場で食生活改善等の取組を推進するとともに、「ひろしま食育・健康づくり実行委員会」によるポスター、食育副読本等の啓発資材の作成、配布等を通じて、県民全体への普及啓発を実施した。引き続き多様な関係者がそれぞれの立場から食生活の改善等の取組が推進されるよう働きかけていく必要がある。
- AI やアプリを活用して、県内企業の従業員の健康づくりにつながる実効性のある取組を検証する実証試験を開始した。実証試験は R5 年度まで実施し、随時経過・結果分析を行いながら、行動変容につながる介入手法を検討する。

【主な事業】・ 働き盛り世代の健康づくり推進事業……………281 ページ

【令和4年度の取組】

- 引き続き多様な関係者がそれぞれの立場から食生活改善等の取組を推進されるよう働きかけるとともに、望ましい食習慣の定着に向け、「ひろしま食育・健康づくり実行委員会」において、野菜の摂取量増加に向けた新規事業の実施、県内大学と連携した朝食摂取やバランスの取れた食事の重要性の周知策の検討を行う。
- 令和4年度も引き続き、アジャイル開発手法の考え方を参考に繰り返し介入内容の見直しを行いながら、若い時期からの健康づくりを阻害する課題の深堀り及び仮説の構築、仮説の検証のための評価設計など、実証試験の経過・結果分析を行う。

② 県内企業と連携した「からだとこころ」の健康づくりの推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 経営者等を対象としたセミナーの開催や従業員の健康づくりに特に積極的に取り組む中小企業への表彰制度などにより、「健康経営」の考え方を広く浸透させ、実践企業を拡大していきます。
- 企業と連携し、健康づくりに向けた情報発信や健康づくりイベントの開催などに取り組みます。
- 世代ごとの自殺の要因に基づいて、相談・支援を行う体制の整備や窓口の周知、経済生活問題や職場のメンタルヘルス等に対応する関係機関の連携を推進します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
「健康経営」に取り組む中小企業数	目標	2,800 社	3,500 社	4,200 社	4,900 社	5,600 社
	実績	3,069 社				
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	目標	14.6 以下	14.2 以下	14.2 以下	14.2 以下	14.2 以下
	実績	【R4.10 判明】				

【評価と課題】

- 県内中小企業の経営者等をターゲットとした健康経営導入・継続セミナーの開催や、従業員の健康づくりに特に積極的に取り組む中小企業への表彰制度の実施及び横展開、関係機関と連携した「健康経営」の考え方の浸透及び「健康経営」実践企業の拡大を推進した結果、健康経営に取り組む中小企業数は目標を上回る 3,069 社に増加した。
- 広島県自殺対策推進計画に基づく総合的な自殺対策の取組により、令和2年までは自殺者は減少していたが、新型コロナの影響もあり、令和3年は増加に転じている。(警察庁自殺統計より)
主な要因としては、警察庁自殺統計の原因・動機別の状況をみると、経済・生活問題や家庭問題などによる自殺者が増加しており、新型コロナによる経済活動、社会生活及び社会的孤立等の影響が考えられる。今後、生活困窮者自立相談支援機関等の経済生活相談窓口との更なる連携を図るとともに、自殺統計データを基にコロナ禍での自殺の動向に関する詳細な分析を行い、必要な対策を機動的に講じる必要がある。

【主な事業】・ 働き盛り世代の健康づくり推進事業……………281 ページ

【令和4年度の取組】

- 引き続き、県内中小企業に対する健康経営の普及を加速するとともに、令和2年度に創設した健康経営優良企業表彰により、好事例を広く展開することにより、健康経営の取組の質の向上を図り、県内企業の「健康経営」取組実施率を押し上げ、将来的な健康寿命の延伸につなげていく。
 - ・ 経営者等を対象に、導入セミナー及び継続セミナーを開催
 - ・ 「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰
 - ・ 健康増進に関して連携協力協定を締結している企業から、経営者等へ「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかけ
- 引き続き、悩みに応じ、適切な相談支援が届けられるよう、生活困窮者自立相談支援機関等の経済生活相談窓口との連携を図る等、市町や各関係団体等に働きかけていく。
また、現行の広島県自殺対策推進計画に基づく総合的な自殺対策の取組について、コロナ禍での自殺の動向に関する分析結果を踏まえ、必要な取組を整理し、令和5年度改定予定の次期計画に反映させる。

③ がんなどの疾病的早期発見・早期治療の推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- がんや糖尿病などの疾病的早期発見・早期治療の重要性に対する理解を促進するとともに、市町や保険者とも連携し、健診(検診)の案内や予約をサポートする仕組みづくり等、健診(検診)を受診しやすい環境の整備を推進します。
- 中小企業への個別訪問活動を強化するとともに、「健康経営」に関心のある企業への働きかけにより、職場のがん検診の拡大を推進するなど、保険者や企業とも連携して健診(検診)の受診を促進します。
- AI(人工知能)を活用して、診療報酬明細書や健診情報等のデータをもとに、対象者のタイプに応じた健診(検診)の受診の働きかけを行うなど、個別受診勧奨を強化します。
- 診療報酬明細書や健診情報等のデータを活用して対象者を抽出し、メタボリックシンドロームの該当者や予備群、糖尿病性腎症の重症化による透析導入患者の減少を目指して、個人の生活習慣に合わせた細やかな保健指導を行います。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
がん検診受診率 (胃、肺、大腸、子宮、乳)	目標	—	全て 50% 以上	—	—	全て 50% 以上
	実績	—				
特定健康診査実施率	目標	62.8%	66.4%	70% 以上	70% 以上	70% 以上
	実績	【R6.1判明】				
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(H20 年比)	目標	19.8% 減少	22.4% 減少	25% 減少	25% 以上減少	25% 以上減少
	実績	【R6.3判明】				
糖尿病性腎症による新規透析導入患者の減少率(H27 年比)	目標	5.9% 減少	7.9% 減少	10% 減少	10% 以上減少	10% 以上減少
	実績	【R5.3判明】				

【評価と課題】

- がん検診受診率向上に向けたがん対策職域推進アドバイザーの中小企業等への訪問については、新型コロナ感染拡大防止の観点から訪問できない期間があったが、訪問による管理職員等へのがん検診受診勧奨が受診者数増加には効果的であり、引き続き事業所の状況に寄り添ったきめ細やかな働きかけを行う必要がある。
- 早期の保健指導につなげるため、特定健康診査について、市町や協会けんぽ等関係機関と連携して、健診の意義や効果について多様な機会を捉えて意識啓発し、受診勧奨を行ってきた。また、マスメディア等(新聞・ラジオやマツダスタジアムの大型ビジョンなど)を活用した啓発活動にも取り組んできた。
- 特定健康診査の実施率は、年々伸びてきている(H28 年度 46.8%→R 元年度 51.2%)ものの、70%の実施率を達成するためには、これまでの広報や啓発活動だけでなく、事業主や各対象者個人など、より個別の状況に応じた検診促進や受診勧奨が効果的であることから、今後、個別勧奨の手法を検討していく必要がある。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業の市町担当者会議を開催し、各市町の取組状況や課題を共有するなど市町の支援を行ったが、市町において、未治療者や治療中断者に対する適切な受診勧奨や細やかな保健指導などの重症化予防の取組が進むよう、引き続き支援する必要がある。

【主な事業】・ がん対策推進事業(がん予防・がん検診)………283 ページ

【令和4年度の取組】

- これまで実施してきた広報による受診勧奨に加え、より効果的な受診勧奨の方法を検討していくとともに、確実に健診結果が得られるよう、引き続きがん対策職域推進アドバイザーによる個別訪問や、事業所の状況に応じた啓発資材を活用した働きかけを行い、事業所へ定期健診から生活習慣病予防健診への切替えを呼びかけることにより、特定健康診査・がん検診実施率の向上を図る。
- 引き続き各保険者と連携した取組を進めるとともに、令和4年度から、「健康経営セミナー」参加企業など「健康経営」に関心のある企業への働きかけを通じて、職域で特定健康診査・がん検診の受診率の向上を図る。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業について、引き続き市町担当者会議を開催し、各市町の取組状況や取組に当たっての課題等を共有するとともに、県医師会や地区医師会等の関係機関と連携し、課題解決に向けた取組を検討する。
- 広島県地域保健対策協議会糖尿病対策専門委員会での協議やひろしま DMステーション構築事業などにより、地域のかかりつけ医と専門医の連携体制の構築など、県内各地の糖尿病医療提供体制の強化を図る。

④ 高齢者が生きがいをもって活躍できる生涯現役社会づくりの推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 市町と連携して、高齢者の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置や地域で活躍する人材・団体を育成することにより、ボランティア活動、就労、グループ活動など、高齢者が社会や地域に参画できる仕組みづくりを推進します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
就労的活動支援コーディネーターを配置する市町数	目標	0 市町	3 市町	6 市町	9 市町	12 市町
	実績	1市				

【評価と課題】

- 高齢者の半数以上が、就労や地域活動への参加の意欲を持っており、さらに運動能力など身体的な年齢が5歳以上若返る中で、高齢者は「支えられる人」「定年後の暮らし方」など、これまでの65歳を境にした画一的な様々な制度や社会通念上の捉え方が根付いており、高齢者が地域社会の中で役割を持っていき生きと活躍するために必要な仕組みづくりが十分に整っていない状況がある。
- これまで個人に着目し、生きがいづくりとして、プラチナ大学の開催や、老人クラブへの助成、ねんりんピックへの参加等を行ってきたが、これからは、就労的活動(高齢者がこれまでの経験や知識を生かして地域のちょっとした困り事の手伝いを行ったり、趣味や体力づくりを生かした自治会等の活動参加など、賃金が発生するほどの労働ではないが、多様な形で地域の中で活動)ができる仕組みを構築することが求められている。
- このため、現在1市のみに配置されている、地域の担い手不足を補いたい企業・団体や、地域の中の困り事についての情報収集を行い、そうしたニーズに対する緩やかな就労的活動を希望する高齢者とのマッチング機能等を担う人材の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

【令和4年度の取組】

- 市町の実施する就労的活動支援コーディネーター事業(類似事業を含む。)について、立ち上げ支援等を行うとともに、プラチナ大学や老人クラブ等を通じて地域で活躍したい高齢者への働きかけを行う。
- プラチナ協議会を活用し高齢者の活躍の場となる企業・団体等を開拓する。
- コーディネーター未配置の市町へ、令和4年度にコーディネーターを配置した市町の取組状況を情報提供するとともに、ヒアリングを行い、次年度以降に事業開始できるよう働きかけを行う。

⑤ 「運動・食・集い」を軸とした介護予防の推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 地域リハビリテーション広域支援センターや市町などの支援機関と連携して、住民運営の「通いの場」で運動機能の維持・向上のための体操に加え、認知症や低栄養の予防、口腔ケアなどを実施し、社会参加を含むフレイル(虚弱)対策を通じた介護予防を推進します。
- 住民運営の「通いの場」の設置数、参加者数を増加させるため、「通いの場」の立ち上げや継続を支援する地域リハビリテーションサポートセンターの増加やリハビリテーション専門職の育成などに取り組みます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けた高齢者の割合	目標	全国平均以下	全国平均以下			
	実績	10.1% (全国平均 9.2%)				
'通いの場'の設置数、'通いの場'の参加者数、高齢者人口に占める'通いの場'の参加者の割合	目標	2,700 か所 54,000 人 6.5%	3,450 か所 69,000 人 8.3%	4,250 か所 85,000 人 10.2%	4,500 か所 90,000 人 10.8%	4,750 か所 95,000 人 11.4%
	実績	1,920 か所 38,664 人 4.6%				

【評価と課題】

- 健康寿命と相関性が認められる「要支援 1・2、要介護 1」の認定を受けた高齢者割合の低減に向けて、高齢者が通える範囲で集まり、体操などを行う住民運営の「通いの場」の設置等を進めたが、新型コロナの感染拡大防止のための活動自粛等により、「通いの場」の設置数等は伸び悩んでおり、「要支援 1・2、要介護 1」の認定を受けた高齢者割合の目標も達成することができなかった。
- 一方で、運動機能や筋力の維持・向上に加えて、低栄養の予防や口腔ケアなどフレイル(虚弱)対策に取り組む住民運営の「通いの場」は増えつつあり、今後、さらに栄養士や歯科衛生士等との連携を図る必要がある。

【主な事業】・ 地域医療介護総合確保事業……………286 ページ

【令和4年度の取組】

- 「通いの場」の拡充によりフレイル(虚弱)対策など介護予防の取組を推進することで、「要支援 1・2、要介護 1」の認定を受けた高齢者割合の低減を図る。
- 新型コロナの感染状況を見ながら、引き続き、「通いの場」に関わる関係機関のネットワークづくりやリハビリテーション専門職等の人材育成等を行い、「通いの場」の立ち上げや継続に関わる支援体制の強化を図る。
 - ・地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議、圏域ネットワーク会議の開催
 - ・地域リハビリテーションサポートセンターの増加に向けた取組
 - ・地域リハビリテーション専門職人材育成等調整会議等での人材育成策の検討、人材育成研修の実施
- 介護予防市町担当者会議等での好事例の共有や設置が進んでいない市町への個別支援等により、住民運営の「通いの場」の設置及び参加者の増加を図る。
- 栄養士や歯科衛生士等との連携を強化するため、関係団体と医療機関等からの専門職の派遣促進に向けた検討を行う。

医療・介護

目指す姿（10年後）

- 地域の医療・介護資源の最適化が進み、デジタル技術やデータの活用等により医療・介護の高度化・効率化が促進されることで、県民が、安心して質の高い医療・介護サービスを受けることができる体制が維持されています。
- 全国トップレベルの高度・専門医療や最先端の医療を提供できる中核的な機能を整備し、県民に高い水準の医療が提供されています。また、こうした高度な医療や様々な症例の集積、医育機関との連携・協働を進め、魅力ある医療現場として若手医師に選ばれることで、新たな医師等の育成・派遣の拠点として、県全域の医療提供体制が確保されています。
- 後期高齢者が増加する中にあっても、認知症ケアや医学的管理下での介護、緩和ケアを含めた看取りなど、高齢者が身近な地域で、医療・介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に受けることができ、高齢者本人もその家族も、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 地域の救急医療の体制や機能が維持・確保されるとともに、災害発生時や新興感染症の拡大に対しても、十分な検査・診療体制が確保されるなど、大規模な健康危機管理事案に迅速に対応できる保健・医療の体制が整備されています。また、県民一人一人が、平時から感染防止に留意した具体的な行動をとるなど、県民と行政が一丸となった取組により、安心を実感しています。

ビジョン指標	当初値	現状値	目標値 (R7)	目標値 (R12)
広島都市圏の基幹病院が実施する先進医療技術件数	13 件 (R1)	15 件 (R3)	18 件	26 件
県内医療に携わる医師数	7,286 人 (H30)	7,478 人 (R2)	7,332 人	7,378 人
医療や介護が必要になっても、安心して暮らし続けられると思う者の割合	55.6% (R2)	51.1% (R3)	69 %	82%

主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療介護人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広島県地域医療支援センターの設置・運営[H23.7～] <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師不足解消に向けた医師のあっせん・確保・配置調整、女性医師支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療提供体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ひろしま医療情報ネットワーク[H25.4～] <ul style="list-style-type: none"> 医療情報共有化で重複検査等解消 参加施設数 766 施設[R4.2] ➢ ドクターヘリの運用[H25.5～] <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度出動件数 348 件(H25.5～R4.3 累計:3,418 件)
<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の地域偏在解消 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 奨学金制度等による地域医療に従事する医師の養成 262 人[H22～R3] 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムの質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町の取組を広域的、専門的に支援する 広島県地域包括支援センターの設置[H24～] <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県地域包括ケア推進センターによる人材育成、市町アドバイザー派遣等 ・ 認知症に関する専門医療相談や、鑑別診断等を行う認知症疾病医療センターを二次保健医療圏域ごとに設置

① 高度医療機能と地域の医療体制の確保

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 全国トップレベルの医療を提供し、意欲ある若手医師が全国から集まる中核的な医療拠点の創出に向け、広島都市圏における多様な症例の集積や小児分野をはじめとした高度医療機能の整備に取り組みます。
また、広島大学(病院)との連携により、データやデジタル技術を活用した診断・治療研究の促進や、高度・専門人材の育成を図るとともに、地域の拠点病院に医師を派遣して、地域内で人材交流・人材育成を行う仕組みの構築に取り組みます。
- 県内各医療機関の病床機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)を明確にし、不足する機能を充足させるため、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」において、医療機関相互の協議と個々の医療機関の自主的な取組を進めるとともに、各医療機関の取組を支援します。
- 2040 年の医療提供体制を展望し、地域医療構想の実現とともに、医師・医療従事者の働き方改革や、医師偏在指標に基づく実効性のある医師偏在対策を着実に推進します。
- 新型コロナの拡大に際して、時限的・特例的に実施されているオンライン診療について、実用性と実効性、医療安全等の観点から検証を行い、その結果を踏まえて、地域医療情報連携ネットワーク(HMネット)の活用などにより、オンライン診療・服薬指導の普及を図り、効率的な医療提供体制を整備します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
地域の拠点病院を中心とした人材交流・育成に係るネットワークの構築数	目標	2地域	3地域	3地域	4地域	4地域
	実績	2地域				
地域医療支援病院の紹介率	目標	76%	77%	78%	79%	80%以上
	実績	【R5.6 判明】				
地域医療支援病院の逆紹介率	目標	106%	107%	108%	109%	110%以上
	実績	【R5.6 判明】				
人口 10 万人対医療施設従事医師数(全域過疎市町)	目標	—	206.1 人以上	—	217.1 人以上	—
	実績	—				
オンライン診療料届出医療機関の割合	目標	10%	13%	17%	21%	25%
	実績	10.4%				
オンライン服薬指導を行う薬局の割合	目標	6.0%	7.8%	10%	13%	15%
	実績	17.1%				

【評価と課題】

- 人口 10 万人対医療施設従事医師数(全域過疎市町)は、令和2年は 200.0 人で平成 30 年の 195.1 人から順調に増加しており、広島県地域医療支援センターを中心とした初期臨床研修医増のための広報強化や研修病院PR機会の設定、県外医師の招致等の取組により、広島県が若手医師に選ばれる機会の提供につながった。
- 一方で、県内での医師の地域偏在は解消されていないため、比較的医師が少ない地域への医師配置などを引き続き進めていく必要がある。
- 引き続き、県内2地域で連携体制を継続するほか、新たな地域での人材交流・育成を行う仕組みづくりに向けて、中心となる医療機関と意見交換を行い、課題を共有するなどの取組を行う必要がある。
- 高度医療を提供する機能や、医療人材を育成・循環する機能をもつ、高度医療・人材育成拠点の整備に向けて、必要な医療機能等を示した「拠点ビジョン」を広島県地域保健対策協議会で議論し、提言としてとりまとめられた。
- 医療機関の機能転換の促進、及び関係者間での協議の促進の取組により、医療機関相互の適切な機能分担・連携が進み、地域医療支援病院(かかりつけ医への支援を通じて地域医療の確保を図る病院)の紹介率・逆紹介率は伸びている。(令和2年度実績 紹介率:78.9%, 逆紹介率:117.1%)
地域医療構想の目標年である令和7年が近づく中で、病床機能の分化・連携及び役割分担の整理を加速していくため、医療機関の機能転換の促進、及び関係者間での協議を促進していくための支援が必要である。
- 勤務医の労働時間短縮に向けた取組を継続しており、各医療機関における時間外労働の適切な把握が行われるように支援する必要がある。
- オンライン診療・オンライン服薬指導について、コロナ禍でのニーズの高まりやシステム導入支援により、オンライン診療料届出医療機関数・オンライン服薬指導を行う薬局が増加し、令和3年度目標を達成することができた。また、医師等へのアンケート調査結果から、医療の質や患者とのコミュニケーション、機器やシステムの操作、処方薬の配送等に対して、導入後ネガティブな印象が改善する傾向となり、オンライン診療・服薬指導の有効性が示唆された。
- 国が行った令和4年度の診療報酬改定で、初回からオンライン診療・服薬指導の実施が可能となるなど、オンライン診療・服薬指導の安全性が担保された。今後、効率的な医療提供体制の整備に向けて、県内のオンライン診療・服薬指導の利活用状況の把握及び好事例の収集を行い、医療機関や県民に周知することにより、安全で適切なオンライン診療・服薬指導の利活用の推進を図っていく必要がある。

【主な事業】
・ 地域医療介護総合確保事業 286 ページ
・ オンライン診療活用検討事業 208 ページ

【令和4年度の取組】

- 医師・医療従事者の働き方改革に対応した医療機関の勤務環境改善への取組を支援するとともに、県奨学金制度等による地域医療に従事する医師の養成の取組により、医師偏在対策を着実に推進する。
- 現在連携中の地域に加え、新たな地域での人材交流・育成を行う仕組みづくりに向けて、関係医療機関で、構想や課題を共有するための協議の場を設定する。
- 医師・医療従事者の働き方改革や、医師偏在指標に基づく実効性のある医師偏在対策を着実に推進する。
- 高度医療・人材育成拠点の整備について、県地対協の提言を踏まえ、広島都市圏の医療関係者等が参画する高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議及び分野別分科会などを設置し、実現可能性を検証する。
- 県内各医療機関の病床機能を明確にし、不足する機能を充足させるため、医療機関が実施する病床機能の転換や、複数医療機関の再編に係る施設・設備整備等への支援、二次保健医療圏毎の医療機能分析、経営・資金調達に係る相談支援を行うなど、医療機関の取組を促進する。
- 県内における活用状況調査やセミナーの開催等を通して、安全で適切なオンライン診療・服薬指導の利活用の推進に引き続き取り組むとともに、県民が必要な医療を受けられる体制を構築するため、新興感染症や災害時等における活用を含めて、オンライン診療・服薬指導の利活用の促進を図る。

② 地域包括ケアシステムの質の向上

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 地域包括ケアに携わる関係者が共通の認識を持って質の向上に取り組むよう、コアコンセプトを周知・啓発します。また、コアコンセプトに基づく地域包括ケアシステム評価指標を用いた日常生活圏域ごとの評価結果から、課題の改善、好事例の横展開などを実施します。
- 地域の特性・実情に応じて、「介護施設・サービス」、「高齢者向けの住まい」、「介護予防」、「生活支援体制」の整備・充実、「自立支援型ケアマネジメント」の普及等について、引き続き関係機関と連携して市町支援に取り組みます。
- 後期高齢者の増加に伴い、入退院支援、医学的管理下での介護、緩和ケアを含めた看取りなどの需要増に対応した在宅医療・介護連携やアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の普及等を推進します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポートーの養成を進め、実際に地域で活躍できるよう、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための取組を推進します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
要介護3以上の方の在宅サービス(ショートステイ15日以上利用を除く。)利用率	目標	36%	37%	38%	39%	40%
	実績	【R5.3 判明】				
認知症サポートー養成数	目標	288千人	307千人	325千人	344千人	362千人
	実績	305千人				

【評価と課題】

- 県内 125 全ての日常生活圏域における地域包括ケアシステムの構築状況について、市町の自己評価に基づき、保健所によるヒアリングを実施し、その評価を市町、保健所、県で共有するとともに、市町が主体的に地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいくよう、引き続き関係機関と連携して支援する必要がある。
- 後期高齢者の増加に伴い、看取りなど医療と介護のニーズを有する高齢者の増加が予想される中、ACPの普及を推進するために、ACP普及推進員を養成し全市町に配置し、ACPを広く普及啓発することができる体制となった。今後は更なるACP普及のため、ACP普及推進員の質の向上を図る必要がある。
※ ACP(アドバンス・ケア・プランニング)とは…これから受ける医療やケアについて、自分の考えを家族・代理人や医療・ケアチームと話し合って、「私の心づもり」として文章に残すことで、希望や思いを医療やケアに反映すること
- 昨今のコロナ禍の影響で、認知症の人への症状の悪化などの影響が懸念される中、認知症になるのを遅らせたり、認知症になんでもその進行を遅らせることができるよう、介護予防の取組を進める。
また、認知症サポートーの養成については、順調に人数を増やしているが、認知症は誰でもなりうるものであり、認知症の人やその家族が住み慣れた地域のよい環境で安心して自分らしく暮らし続けるため、今後は認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症になんでもならなくても、同じ社会の一員として地域とともに創っていくことが必要である。

【主な事業】・ 地域医療介護総合確保事業 286 ページ

【令和4年度の取組】

- 圏域評価を実施し、市町情報交換会などを通じて、特徴的な取組について、市町間で共有し、横展開を図ることで、地域包括ケアシステムの質の向上を図るとともに、ACP普及推進員のフォローアップ研修を実施しACP普及推進員の質の向上を図り、更なるACPの普及を図ることにより、要介護3以上の方の在宅サービス(ショートステイ15日以上利用を除く。)利用率の向上に引き続き取り組んでいく。
- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き認知症センターを養成し、認知症センター等の支援の輪を拡大する。また、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、多くの認知症の人に希望を与えるために、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になつても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿の発信機会の拡大を図る。

③ 福祉・介護人材の確保・定着・育成

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- デジタル技術の活用や介護ロボットの導入により、介護保険サービスの質の向上や業務の効率化を進め生産性を向上させるとともに、従事者の負担を軽減させて福祉・介護の職場環境の改善を促進します。
- 福祉・介護業界の効率化や生産性向上が図られた法人を、優良法人としてアピールするなど、社会全体に広く発信し、業界全体として福祉・介護職の社会的価値を高めることにより、選ばれる業界となるよう推進します。
- 福祉・介護職のイメージ改善や理解促進を通じて、元気な中高齢者や外国人材など多様な人材の参入を促し、福祉・介護サービスを支える人材の裾野を拡大します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証数(累計)	目標	412 法人	546 法人	680 法人	814 法人	950 法人
	実績	288 法人				
介護職員の離職者のうち3年未満職員の割合	目標	63%	59%	56%	53%	50%
	実績	59.3%				

【評価と課題】

- 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証制度の普及促進や介護事業所へのICT・介護ロボットの導入支援など、職場環境改善の取組を推進してきたことで、介護職員の離職者のうち3年未満職員の割合は順調に低下しているものの、依然として離職率が高い水準で推移しており、人材の定着が図られていない状況にある。
- 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」認証数については、関係団体から会員法人への働きかけにより社会福祉法人の約9割が認証を取得するに至ったが、新型コロナ感染症の影響で民間法人への訪問による個別の働きかけが十分に行えなかったことから、令和3年度の目標が達成できなかった。
- 小・中・高校生向けの出前講座や保護者、教育関係者を対象としたセミナーの開催などにより、介護職のイメージ改善や理解促進に取り組んできたが、労働力人口の減少やネガティブイメージの定着により、人材の確保が困難になっている。

【主な事業】・ 地域医療介護総合確保事業…………286 ページ

【令和4年度の取組】

- 介護職員の負担軽減による職場環境の改善に向けて、令和4年度からICT・介護ロボットの導入経費への支援に加えて、最新機器の情報や先進事例の共有を図るセミナーを開催し、引き続き、介護事業所のICT・介護ロボットの導入を促進する。
- 社会福祉法人に比べ認証が進んでいない民間法人を対象に、研修などの機会を通じた認証制度の周知や、個別説明を行うことにより、民間法人における認証の取得促進を図る。
- 高齢者等を対象とした清掃や配膳などの介護の周辺業務を担う介護助手を介護事業所に導入する取組を促進するとともに、小・中・高校生向け出前講座や保護者、教育関係者向けセミナーに加えて、令和4年度から若年層を対象に介護職の魅力を伝えるイベントを実施し、介護人材の裾野を広げる。

④ 介護サービス基盤の安定化

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 介護需要や労働力が縮小していく地域において、地域の実情に応じて必要な介護サービス基盤を安定的に維持・確保できるようにするため、関係法人等と一体となって実態の把握、検討、課題解決等に取り組む市町への支援体制を強化します。
- 施設が充足している地域では、今後の人ロ減少に備えた効率的かつ最適な施設・サービス整備を行うための市町、法人等の取組を支援します。
- 将来にわたって、地域包括ケアシステム機能を維持・強化していくための前提となる「介護サービス基盤の安定化」に向け、地域の実情に応じて施設やサービスの在り方を選択し、確保できるよう、県が基本的な考え方を市町へ提示し、行政・法人、専門職等の関係者間で検討等を行う市町を支援します。
- 地域全体の介護サービスの基盤安定化に向け、複数の法人・事業者等が連携・協働して推進する福祉・介護人材の育成や、業務の洗い出しと切り分け・役割分担等による現場の業務改善、また、ICT・介護ロボットの導入、さらには災害や新興感染症対策などの取組を支援します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
介護サービス基盤安定化に向け、地域包括ケアにかかる関係者間で検討を開始した市町数(累計)	目標	4 市町	11 市町	23 市町	23 市町	23 市町
	実績	4 市町				

【評価と課題】

- アドバイザー派遣による地域の実情に応じた持続可能な介護サービスの提供体制のあり方を検討するためのデータ分析及び課題整理などの市町支援により、目標の4市町を達成した。
- 高齢者も含め人口減少に転じている地域や、介護人材の不足及び介護報酬単価の引下げ等により経営が厳しくなる介護サービス事業所・施設が出始めていることから、限りある福祉・介護資源を効率的・効果的に活用し、介護サービス基盤を安定的に確保していく必要がある。
- 高齢者の人口構造の推移や地域資源の状況には各市町で大きな差があるため、地域の実情に応じた持続可能な介護サービスの提供体制のあり方を次期(第9期)介護保険事業計画に反映させるよう、介護サービス基盤安定化に向けた検討が全市町で開始される必要がある。
- 地域によって利用者の動向や施設の充足状況等は異なっているため、地域に必要な介護サービス基盤を維持・確保できるよう、介護施設を整備する社会福祉法人等を支援していく必要がある。

【主な事業】・ 地域医療介護総合確保事業…………286 ページ

【令和4年度の取組】

- 令和 22(2040)年に 65 歳以上及び 85 歳以上の高齢者の人口が、現在より共に減少が見込まれるなど、緊急に介護サービス基盤の安定化を図る必要がある市町に対して、引き続きアドバイザーを派遣し、地域の実情に応じた持続可能な介護サービスの提供体制のあり方を検討するためのデータ分析、課題整理などを重点的に支援する。
- 地域の実態に応じた最適なサービスが提供されるよう、計画的な体制整備を推進するため、市町が策定した「第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)」の実現に向けて、引き続き市町や事業者の介護施設等の整備、改修などの必要な取組を支援する。

⑤ 救急医療体制の確保

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 高齢化の進展により高齢救急患者の増加が見込まれる中、消防機関、医師会、関係医療機関や大学の危機医療部門と連携し、医師による救急隊への「指示・指導」、「事後検証」、「教育・研修」を柱とするメディカルコントロール体制の更なる充実を図り、救急搬送件数が多い都市部における円滑な救急体制及び搬送受入を推進します。
- 複数の診療科領域にわたる重篤な傷病者等を受け入れる救命救急医療機関の追加指定を行うなど、重症度・緊急救度に応じた医療が提供可能な体制づくりに取り組みます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
心肺機能停止患者の 1か月後の生存率	目標	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%
	実績	【R4.12 判明】				

【評価と課題】

- 「平成 30 年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査の結果」によると、本県における重症以上の傷病者の搬送 11,073 件のうち、医療機関への搬送受入要請4回以上の件数が 337 件(3.0%)で、その割合は全国平均(2.4%)を上回っている。特に、広島市を中心とした広島二次保健医療圏においては、重症患者に係る医療機関への搬送受入要請4回以上の件数の割合が 4.3%で、県全体及び全国平均を上回っている。

また、高齢者人口の増加に伴い、救急搬送件数は年々増加していることから、これまで以上に医療機関の連携による救急医療体制の強化を図る必要がある。

- このため、全県や各二次保健医療圏域のメディカルコントロール協議会において、メディカルコントロール体制の充実・強化を図るとともに、救急搬送件数が多い広島都市部においては、二次救急の取組に係る課題等の共有を図りながら、救急医療機関への円滑な搬送と医療機関における受入体制の確保を図ることとしている。

【令和4年度の取組】

- 救急医療機関への円滑な搬送と医療機関における受入体制の確保を図るため、全県や各二次保健医療圏域のメディカルコントロール協議会において、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の見直しや、圏域単位での救急搬送体制の課題解決に向けた検討を行う。
- 重篤な傷病者等に対し、24 時間 365 日体制で高度な医療を総合的に提供する救命救急センターに、広島市立北部医療センター安佐市民病院を指定する。(令和4年5月1日指定済)

⑥ 災害や新興感染症等の発生時における体制の強化

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 災害発生時においても、医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援します。
- EMIS(広域災害救急医療情報システム)、J-SPEED(災害診療記録)等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進めます。
- 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制の構築を図ります。
- 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
病院における事業継続計画(BCP)の策定率 (策定が義務付けられている災害拠点病院を除く)	目標	50%	100%	100%	100%	100%
	実績	26.9%				

【評価と課題】

- 令和3年度の病院における事業継続計画(BCP)の策定率は、26.9%であり、目標値を下回っている。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国や県が開催するBCP策定研修への参加を含め、BCP策定に向けた取り組みに支障が生じたものと考えられる。
今後は、基本的な内容については、時間、場所を選ばず学べる e ラーニング教材を作成するなど、研修に参加しやすい環境づくりを通じて、BCP策定を促していく必要がある。
- 令和3年度にEMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用促進に向けた研修を実施した圏域は3圏域にとどまっており、県内すべての圏域において研修が実施されるよう働きかけを行っていく必要がある。

【令和4年度の取組】

- BCP研修については、これまでの実施内容の検証を踏まえ、BCPを策定しやすい環境をつくるため、病院の規模や種別に応じたBCP策定事例の収集や e ラーニングによるBCP策定に係る基礎学習の実施などを通じ、BCP策定の促進を図る。
- 災害時にEMISを活用した医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう、特に、EMIS研修が未実施の圏域に対して、研修計画の策定支援等を通じ、実施に向けた働きかけを行う。
- 各医療機関のBCPを基に、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新興感染症等のパンデミック対応訓練(机上訓練)を、医療機関、医師会、市町、保健所等を対象に実施し、その検証を通じて、実効性の高いBCPへの是正・改訂を支援する。
- 感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民や事業者と共有し、理解を深めるため、注意すべき感染症の発生動向や最新のトピックスを継続して情報発信する。

地域共生社会

目指す姿（10年後）

- 県民は、地域コミュニティへの参画や地域活動への参加の機会を得て、地域とのつながりを強め、多様な主体との協働による見守り合いと支え合いが生まれ、安心して暮らしています。
- 「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」等が連携・協働し、日常生活上の困り事を抱える方々が早期に発見され、相談を漏らさず受け止め、課題の解決につながっています。
- 県民の障害に対する正しい理解が進み、障害特性に応じた総合的な支援が行われることで、障害者とその家族が、地域社会の中で安心して暮らしています。
- 外国人が地域社会の一員として、地域とつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、外国人が困ったときに相談できるなど、孤立することなく安心して生活しています。
- 人権意識や男女共同参画意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別^{※1}、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め、尊重し合う意識が醸成されています。
- 個々人の違いを尊重し互いに支え合う環境が整うことで、県民が安心して生活するとともに、それぞれが持つ多様性を強みに転換しながら、地域社会で自分らしく活躍しています。

^{※1}性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」（「心の性」とも言われる。）や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含む。

ビジョン指標	当初値	現状値	目標値 (R7)	目標値 (R12)
困りごとや悩みに対して地域の方同士での助け合いができるいる人の割合	48.3% (R1)	【R5.3 判明】	70.0%	90.0%

主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な主体による課題の解決[R2~] <p>住民主体の課題解決活動のモデル実施</p> <p>5 地域[R2~R3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町の包括的な支援体制の構築[R2~] <p>地域の支え合いコーディネート機能強化研修</p> <p>R3 年度: 13 市町・67 名(累計 103 名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人権尊重の理念を普及し理解されるよう、 スポーツチームと連携した啓発事業の開始 [H22~] <ul style="list-style-type: none"> ➤ 性的指向・性自認に関する取組として、市町が導入した 「パートナーシップ宣誓制度」に基づいて、県 営住宅への入居など県の行政サービス等に適用[R3~] <ul style="list-style-type: none"> ▪ 制度を導入した市町: 広島市、三原市、安芸高田市 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「広島県人権啓発推進プラン(第5次)」 の策定[R3.3]
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者とその家族が安心して生活できる環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 発達障害の診療医師の養成 診療医養成研修等の実施により発達障害の診療医 209 人[R3] ➤ 県立医療型障害児入所施設の整備 わかば療育園、若草療育園、若草園の移転・改修等 [R2~5 施設整備] ➤ 聴覚障害者センターの整備[R2 供用] 聴覚障害者の情報・意思疎通支援の拠点施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「わたしらしい生き方応援プランひろしま」 (広島県男女共同参画基本計画(第5次))の策定[R3.3] ➤ わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業の開始[R3~]
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人が安心して生活できる環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国人同士で情報共有ができる仕組みづくりに向けた外国人との共生推進事業[R2~] ➤ 多言語による外国人専門相談窓口の運営 [H18~]及び地域日本語教室の拡充[R1~] ➤ 外国人への情報提供の充実[R2~] 	

① 住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等の多様な主体が地域の生活課題を共有し、その課題を解決するため、見守り・声かけや買い物・通院支援、災害時の助け合いなどを実行する取組を支援します。
- 地域の生活課題を早期に発見し、関係専門機関などの支援に着実につなげていくため、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会のコミュニティワーカーなどを対象に、コミュニケーション能力や折衝力・営業力などの能力を習得する研修を実施し、アウトーチによる課題の掘り起こしや、住民と専門職等との協働を後押しするコーディネーターを配置する取組を支援します。
- 県内全ての 125 圏域で構築されている地域包括ケアシステムなどの既存の仕組みを発展させ、経済的困窮や高齢者、障害者、子育て、就労、ひきこもり等の複合的な課題や制度の狭間の課題にも対応できる包括的相談支援体制の構築を推進します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	目標	11 市町	15 市町	19 市町	23 市町	23 市町
	実績	13 市町				
高齢者、障害者、子供・子育て分野の専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数	目標	85 圏域	95 圏域	105 圏域	115 圏域	125 圏域
	実績	【R4.10 判明】				

【評価と課題】

- 住民と多様な主体が協働して課題解決を試みるモデル活動を、令和2年度から県内3地域で開始し、令和3年度には活動地域を追加して5地域で実施した。また、広島県社会福祉協議会に専門支援員(地域共生社会推進担当)を配置して、モデル活動への支援や市町・社会福祉協議会等を対象とした地域づくりを担う人材育成研修を開催したほか、市町会議・個別訪問等での情報共有・意見交換や助言等を通じて、市町の包括的な支援体制構築への支援に取り組んだ結果、取組の濃淡はあるが、包括的な相談支援体制構築への着手が 13 市町へと広がり目標を達成した。
- 県内市町では、国制度(重層的支援体制整備事業)も活用した包括的な支援体制の構築に向けた取組が順次、始まっており、こうした分野や制度の枠を超えた支援体制構築への取組が、県地域福祉支援計画に掲げる「重層的なセーフティネット」へとつながっていくよう、市町の取組を支援していく必要がある。
- また、令和3年5月に改正された災害対策基本法において、個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされ、令和3年度ではモデル指定3市の取組を支援するとともに、担い手育成研修等を開催した。引き続き、近年の異常気象等による激甚化・頻発化する災害リスクに備えていくため、県内市町の計画策定が広く展開されるよう、市町の取組を一層支援していく必要がある。

- 【主な事業】
- ・ 地域共生社会推進事業……………301 ページ
 - ・ 地域医療介護総合確保事業……………286 ページ
 - ・ 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業……………303 ページ

【令和4年度の取組】

- 住民と多様な主体が協働してその解決を試みるモデル事業の実施や、地域で支え合うコミュニティづくりの担い手育成、複合的な生活課題等に対して国制度も活用しながら包括的な支援体制の構築を図る市町への支援を継続して進めるとともに、モデル活動により得られた成果・課題等の検証や地域活動等に係る県内の実態把握等を進めながら、地域課題の共有と解決が図られる仕組みづくりや、地域のつながりの再構築などに向けて、今後の新たな方向性等について検討・整理する。
- 市町の個別避難計画策定への助言・相談対応や、専門職・住民向けの研修開催、計画策定に係る標準的ガイドラインの作成等を、専門的知見やノウハウ等を有する外部の専門機関へ委託実施することにより実施体制を確保するとともに、防災部局と福祉部局との連携体制の下で事業を推進し、市町の計画策定への着手と展開を支援する。

② 障害者とその家族が安心して生活できる環境整備

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 「心のバリアフリー」の実現に向けて、自分とは異なる条件をもつ多様な他者との子供世代からの理解と出会い・つながりを促進するため、学校における交流及び共同学習や、関係団体と連携した研修の実施など、様々な障害の特性や配慮の仕方を理解・実践する「あいサポートー」の養成等に取り組みます。
- 障害者とその家族が地域で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携・支援体制を構築するとともに、高齢者や障害者が共に利用できる「共生型サービス」の活用や、地域生活支援拠点等を通じた地域ニーズや課題への対応、相談支援従事者に対する研修の充実等に取り組みます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	目標	—	—	70.0%	—	—
	実績	—				
あいサポートー数 あいサポート企業・団体数	目標	245,000 人 844 団体	247,500 人 872 団体	250,000 人 900 団体	252,500 人 920 団体	255,000 人 940 団体
	実績	241,650 人 799 団体				

【評価と課題】

- あいサポートー数、あいサポート企業・団体数とともに、新型コロナの感染拡大防止のため、対面での出前講座の実施、公開講座の開催が困難な状況が続き、オンライン形式への切り替えを行ったものの、企業・団体側も新型コロナ対応等で研修を実施することができない状況があったため、目標を下回ることとなった。
- 障害者とその家族が地域で適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児に対応できる看護師、介護従事者的人材育成や、地域における相談支援体制の充実に向けて、オンライン研修等も活用し、コーディネーターの養成に取り組んだ。
- 共生型サービスについては、65 歳以上になっても障害福祉で受けてきたサービスを介護保険サービスでも継続して受けられるよう、市町の障害福祉と介護保険の担当課が連携した適切な支給決定について、各市町に依頼した。
- 主任相談支援専門員等の相談支援従事者の育成研修を実施し、質の高い相談支援体制の構築に取り組んだ。また、市町の地域生活支援拠点整備に向けて、各圏域単位に県相談支援アドバイザーを設置し、市町の取組を支援した。

【令和4年度の取組】

- 新型コロナ感染症の感染状況を見ながら、企業訪問等を行い出前講座の開催を案内するとともに、オンライン環境も積極的に活用し、企業団体が希望する形式に対応できるよう取組を進める。
- 医療的ケア児及びその家族に対して、市町や保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、相談支援等を行う体制等の構築について検討する。
- 共生型サービスについては、適切な支給決定を市町に継続して依頼するほか、当該事業所の算定報酬の改善について国に働きかけを行い、参入を促進する。
- 引き続き、相談支援従事者の育成に取り組むとともに、地域生活支援拠点の整備に向けて、アドバイザーの派遣等による支援を行う。

③ 外国人が安心して生活できる環境整備

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりを市町と連携して取り組むとともに、住民の異文化理解の推進に取り組みます。また、医療・防災・住宅・教育・生活安全や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組みます。
- 日本語能力が十分でない外国人が生活に必要な日本語能力を身に付け、社会の一員として地域と交流できるよう、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援に取り組みます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合	目標	51%	55%	60%	65%	70%
	実績	52.6%				

【評価と課題】

- 令和3年度は51%が目標のところ、県の多文化共生の地域づくり支援事業に取り組む市町が拡充したことなどにより、実績は52.6%と目標に達している。
- 生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなど、県が進めるモデル事業への市町の参加は拡大しつつあるが、外国人が求める生活情報として、「災害など緊急時の情報」、「母語で書いてある情報」、「病院など医療の情報」が依然として上位を占めることから、地域におけるキーパーソンを介した情報共有がなされる仕組みづくりや地域住民に対する異文化理解の促進、多言語による情報提供機会の充実に取り組む必要がある。
- また、地域日本語教室を開設する市町が拡大しているが、県内には依然として空白地域が存在していることから、引き続き外国人が生活に必要な日本語能力を身に付け、社会の一員として地域と交流できるよう、日本語によるコミュニケーション能力向上に向けた支援に取り組む必要がある。

【主な事業】・ 外国人材の受入・共生対策事業……………299 ページ

【令和4年度の取組】

- 先行市町のモデル事業の実施を通じた課題等の抽出や成功事例の蓄積及び他の市町への共有・横展開に注力しながら、引き続きこれまでの取組を進めていく。